

平成30年度診療報酬・介護報酬改定直前研修会で挙げられた質問事項について回答が出されたので一部抜粋して報告します。厚生労働省より通知、Q&Aがホームページに発信されておりますので詳細は各自下記URLでご確認ください。

・診療報酬：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000188411.html>

・介護報酬：

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo_koureisha/housyu/kaitei30.html

<身障領域>

退院時共同指導料について

Q サ高住、有料老人ホームへの退院でも算定可能か？ **A.算定可能。**

Q 「医師の指示が必要」とあるが指示書など根拠を示す書類は必要か？

A.書式は不明だが共同して文書を作成する必要あり。

Q 退院時共同指導料を算定しない場合これまで通り退院時リハビリテーション指導料は算定できるか？

A.算定可能。



回復期病棟について

Q 実績指数はいつからいつの期間になるのか？

A.各年度4月、7月、10月及び1月についてア及びイで算出した内容等について、毎年7月に地方厚生(支)局長に報告する。

Q 充実加算で求められていた6単位以上の算定はどういった取り扱いになるのか？

A.充実加算が廃止となり6単位以上の算定は求められていないが、「1日当たり2単位以上のリハビリテーションが行われていること」という施設基準は現行通り。

Q 人員配置の実績も6か月必要なのか？ **A.人員配置の実績期間は現時点では不明。**

リハビリテーション総合計画評価料について

Q リハ総合計画評価料1を算定した後、介護保険のリハへの移行の可能性が高くなった場合、計画評価料2を算定することはできるのか？

A.介護保険リハへ移行を予定している患者とは要介護被保険者等であって、各疾患別リハビリテーション料に規定する標準的算定日数の3分の1を経過した期間にリハビリテーションを実施している患者。

Q 計画評価料2を算定していないと計画算定料が算定できないのか？

A.現時点においてはそのような記載は見当たらない。

リハビリテーション総合計画提供料について

Q 介護保険のリハ事業所への移行が見込まれる患者に対し、総合実施計画書以外の書式(リハサマリー等)で情報提供を行った場合にも算定できるか？

A.リハビリテーション計画提供料1については*別紙様式21-6を用いて3か月以内に作成したリハビリテーション実施計画又はリハビリテーション総合実施計画書を文書により提供した場合に算定する。

※別紙様式21-6

<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=519673&name=file/O6-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/O000196308.pdf>

早期離床・リハビリテーション加算について

Q 疾患別リハビリテーション料を算定できるか？

A.加算を算定する場合は同一日に疾患別リハビリテーション料は算定できない。



地域包括ケア病棟について

Q 施設基準について「1日2単位以上のリハ実施」は要件から外れるのか？ **A.施設基準に変更なし**

Q 入院料2では地域包括ケアに関する実績部分が記載されていなかったが、その部分は求められていないのか？

A.地域包括ケアに関する実績部分は入院料1と入院料3に求められる。

<精神領域>

専従要件の緩和について（精神科作業療法）

Q 専従者が訪問看護・退院前訪問指導・老健などに従事しても差し支えないか？

A.精神科作業療法を実施しない時間帯において精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア及び重度認知症患者デイ・ケアに従事することは差し支えない。

<介護領域>

通所リハについて

Q PT/OT/STの配置要件で入所との兼務で1以上になれば算定できるか？専従にしないといけないのか？

A.専らリハビリテーションの提供に当たるPT/OT/STが利用者100又はその端数を増すごとに1以上確保されること。

Q 通所リハ3か月以上の継続利用が必要な場合、医師の記載が必要だが期限はあるのか？

A.期限は明記されていない。

Q リハマネ加算における医師の詳細な指示とはどの程度の内容を明記すべきか？

A.リハビリテーションの目的に加え、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず中止する際の基準、利用者に対する負荷等のいずれか1以上の指示。

生活機能向上連携加算について

Q 同法人の場合は算定可能か？

A.算定可能。



介護職員処遇改善加算について

Q リハ職等も処遇改善加算が取れるか？

A.介護に携わっている実績があり、介護職員として登録されていることが必要。

訪問看護の適正化について

Q 他事業所の看護師が訪問している利用者でも自事業所の看護師が定期的に訪問する必要があるのか？

A.訪問看護計画書および訪問看護報告書を看護職員と理学療法士等が連携して作成することとなり、当該事業所の看護職員が訪問する必要がある。

[ご質問がありましたら保険部・多田 \(chiba_ot@yahoo.co.jp\)](mailto:chiba_ot@yahoo.co.jp) までご連絡下さい。